

平田村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
25年度	人 6,784	千円 4,405,470	千円 230,700	千円 630,790	% 19.09	% 17.20

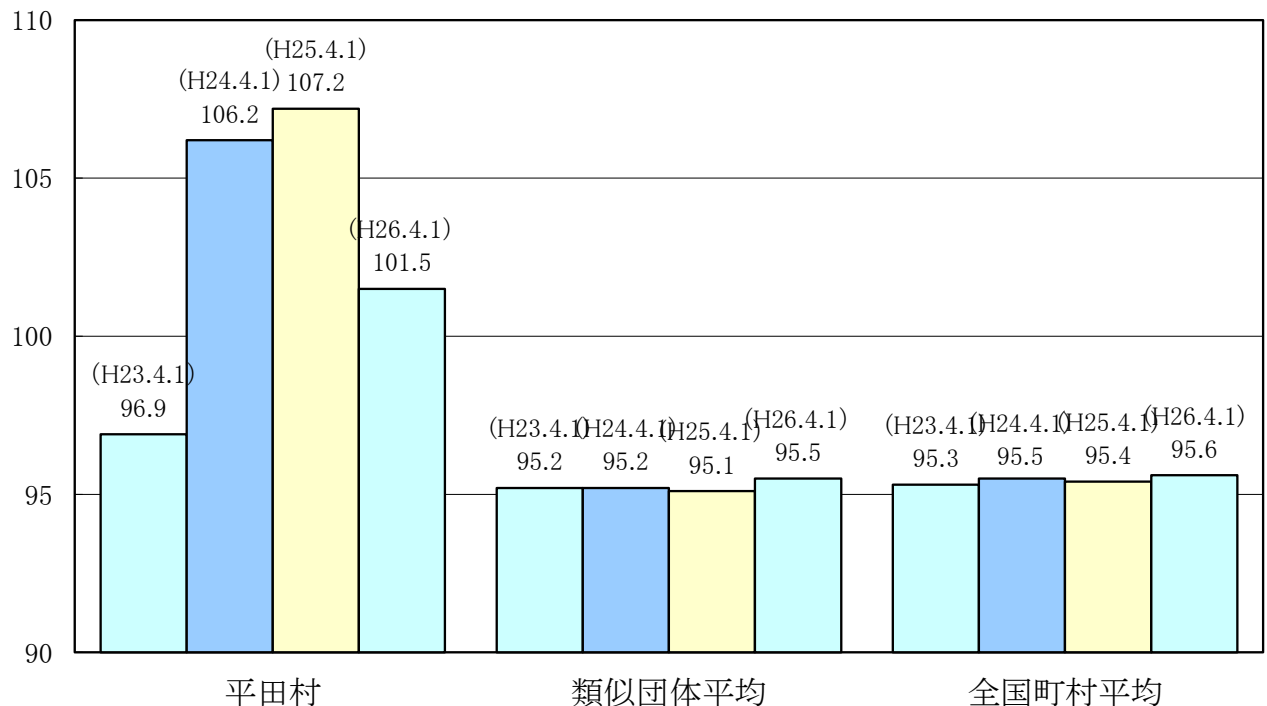
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 73	千円 246,830	千円 30,640	千円 89,130	千円 366,600	千円 5,020	千円 5,528

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与決定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況 *人事委員会未設置のため記載なし

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B (%)	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給 月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。
若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

② その他の見直し

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
平田村	39.1 歳	284,820 円	342,198 円	312,303 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.5 歳	312,705 円	356,838 円	342,588 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		平田村	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	176,800 円	181,800 円	172,200 円
	高 校 卒	144,200 円	146,900 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	293,200 円	- 円	399,600 円	- 円
	高 校 卒	245,500 円	338,100 円	369,900 円	402,100 円

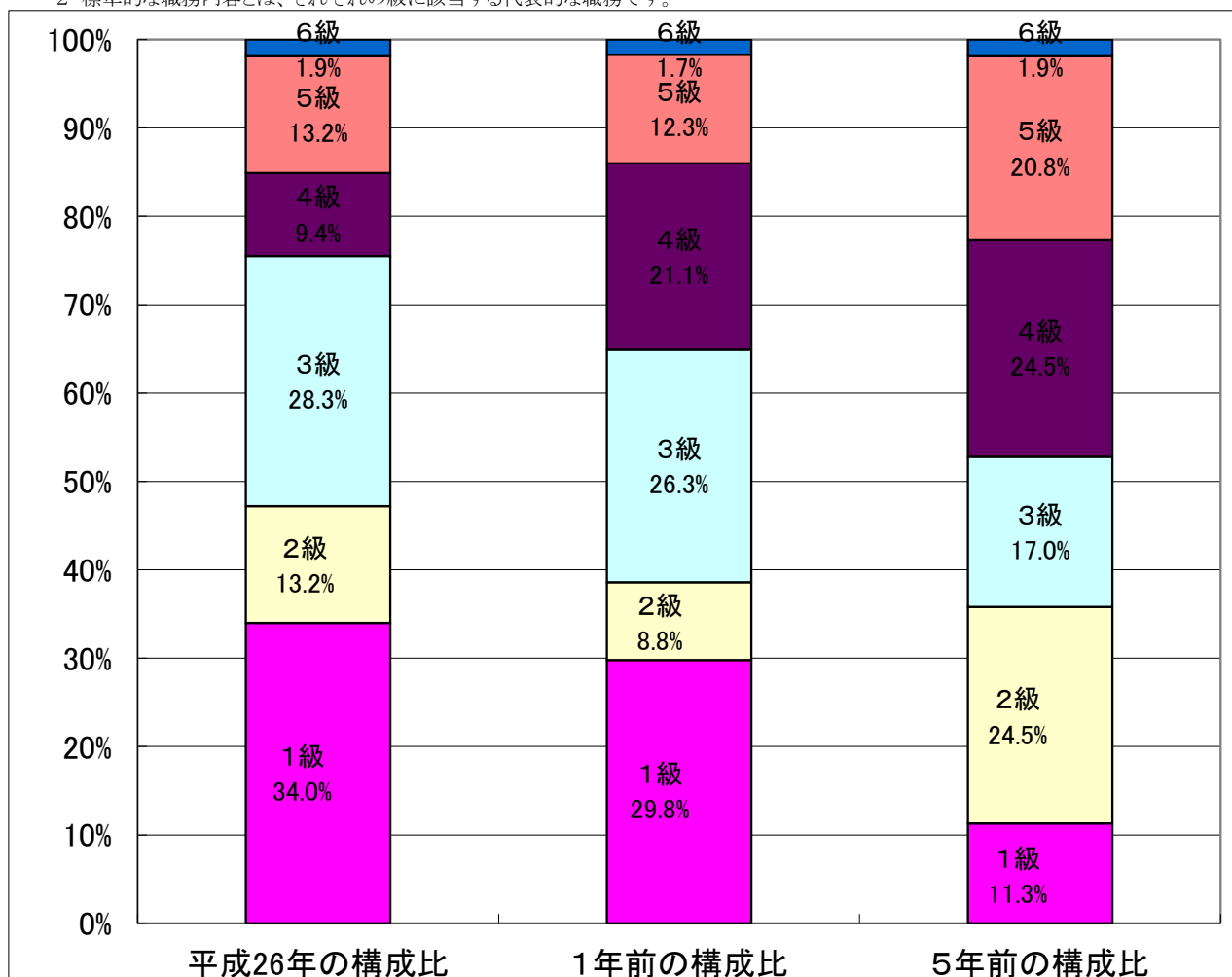
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	18 人	34.0%
2級	副主査	7 人	13.2%
3級	主査	15 人	28.3%
4級	課長補佐、主任主査	5 人	9.4%
5級	課長、会計管理者、主幹	7 人	13.2%
6級	参事	1 人	1.9%

(注) 1 平田村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

未実施

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

平田村	福島県	国
一人当たり平均支給額(平成25年度) 1,221千円	一人当たり平均支給額(平成25年度) 1,639千円	-
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.35月分 (1.40)月分 (0.65)月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

未実施

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

平田村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 退職時特別昇給(制度なし) 1人当たり平均支給額 19,312 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.7 月分 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成25年度決算)	9,595 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	174 千円
支給実績(平成24年度決算)	8,040 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	152 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 11,000円 16歳～22歳までの子等 5,000円加算	同	-	5,481 千円	156,600円
住居手当	借家・間借 家賃月額9,500円以上で 100円～27,000円	異	家賃月額 12,000円以上	1,965 千円	218,333円
通勤手当	交通機関等利用 55,000円まで全額、 55,000円を超えた場合の2分の1の 額を55,000円に加えた額	異	55,000円を支給限度額とする	5,023 千円	72,797円
	自家用車等利用 通勤距離に応じて 2,700円～43,900円		2,000円～ 31,600円		
管理職手当	参事・課長 給料月額の10% 主幹 給料月額の8% 課長補佐 給料月額の6%	異	10～25%	6,748千円	374,888円
寒冷地手当	11月～3月まで支給 世帯主で扶養あり 17,800円 世帯主で扶養なし 10,200円 その他 7,360円	同		4,230 千円	78,333円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき4,200円			1,021 千円	12,451円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考)中核市における最高／最低額	
給料	村 長	682,200 円 (758,000) 円	870,000円／363,200円	
	副村長	546,300 円 (607,000) 円	670,100円／365,000円	
報酬	議 長	288,800 円 (304,000) 円	364,000円／220,000円	
	副議長	227,100 円 (239,000) 円	285,000円／168,100円	
	議 員	211,850 円 (223,000) 円	263,000円／135,800円	
期末手当	村 長	(平成25年度支給割合)	6月期	1.4月
	副村長		12月期	1.5月
			計	2.9月
	議 長	(平成25年度支給割合)	6月期	1.4月
	副議長		12月期	1.5月
	議 員		計	2.9月
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	村 長	給料月額×在職月数×48／100	17,464,320円	任期毎
	副村長	給料月額×在職月数×29／100	8,449,440円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

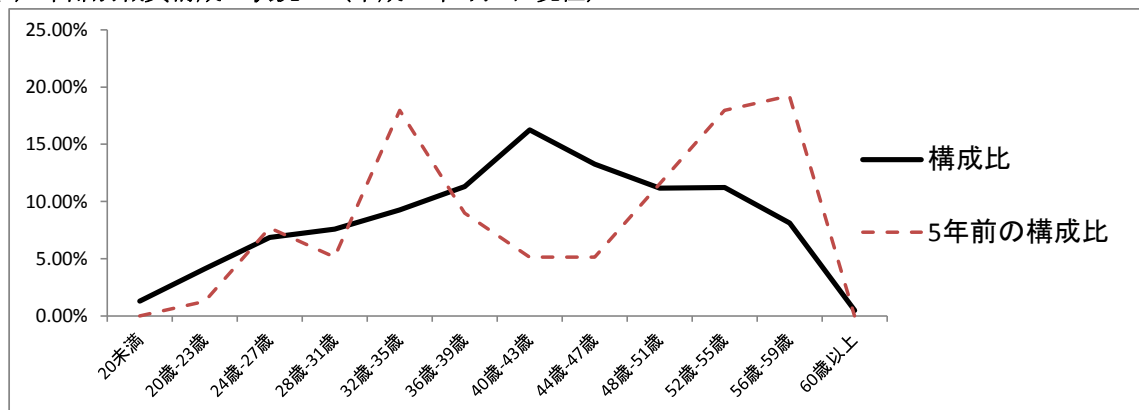
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	16	16	0	
		税務	5	5	0	
		民生	16	15	△ 1	現業職退職のため
		衛生	5	5	0	
		農水	7	7	0	
		商工	2	2	0	
		土木	7	7	0	
		計	60	59	△ 1	
	教育部門		14	12	△ 2	人事異動のため
小 計		74	71	△ 3		
公営企業等 会計部門	水道	1	1	0		
	下水道	1	1	0		
	その他	6	5	△ 1	包括支援事業を社会福祉協議会に委託のため	
	小 計	8	7	△ 1		
合 計		82 [100]	78 [100]	△ 4		

(注) 1 職員数は、一般職に属する定員管理上の職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計
職員数	1人	9人	2人	11人	9人	13人	9人	2人	5人	8人	9人	0人	78人

(3) 職員数の推移

部門別	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	56	58	63	60	60	59	3 (5.4 %)
教 育	13	13	13	12	14	12	△ 1 (△ 7.7 %)
普通会計計	69	71	76	72	74	71	2 (2.9 %)
公営企業等会計計	9	8	8	8	8	7	△ 2 (△ 22.2 %)
総合計	78	79	84	80	82	78	0 (0.0 %)